

## 会計年度任用職員等にかかる各種制度の見直しについて（案）

### 1. 概 要

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本市においても新たに勤勉手当を導入するとともに、人事評価結果を適切に勤勉手当へ反映する。あわせて関連制度について見直しを実施する。

### 2. 改正内容

#### (1) 会計年度任用職員への勤勉手当の支給

##### ①支給要件

期末手当の場合と同様とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員にかかる週あたりの勤務時間については、期末手当も含めて「勤務時間が週 20 時間以上あること」を「勤務時間が週 15.5 時間以上あること」に改める。

##### ②基準給、支給月数、支給基準

一般の職員と同様とする。

##### ③人事評価結果の反映

一般の職員に準ずる（上位の評価区分は設けず、下位区分となった際の反映月数は、▲0.1 月）。

#### (2) (定年前・暫定)再任用職員、育児休業代替任期付職員の勤勉手当への人事評価結果の反映

一般の職員に準ずる（上位の評価区分は設けず、下位区分となった際の反映月数は、再任用職員（担当者）の場合▲0.055 月、育児休業代替任期付職員の場合▲0.1 月）。

### 3. 実施時期

- ・ 2. (1) ①及び②は、令和 6 年 6 月の夏期手当より
- ・ 2. (1) ③及び 2. (2) は、令和 7 年 6 月の夏期手当より  
（令和 6 年度の人事評価結果を令和 7 年度の勤勉手当に反映）

### 参考（会計年度任用職員の人事評価）

現在、会計年度任用職員の人事評価は、自己申告・面談・結果の開示を行わずに実施しているが、人事評価結果の勤勉手当への反映に伴い、実施方法の見直しを検討する。

### 参考（職の整理について）

現在、会計年度任用職員のうち「一般事務」の職について、現在の職務の内容等を踏まえて職の整理を行ったうえで、「特定事務」への移行について検討する。

（特定事務に移行する職の考え方）

- ・ 欠員が発生した場合に配置している職（例：産前・産後休暇の取得、病気休職等）
- ・ 職務内容等の整理により、一定の知識経験等を要する職

（想定する処遇）

※フルタイム勤務の場合で記載

	一般事務	特定事務
級号給	1 級 5 号給（初任給）	1 級 25 号給（固定）
給料月額	156,500円	187,600円